

札幌市営霊園に係る料金制度の考え方（素案）について

～ご意見の概要と札幌市の考え方～



令和7年（2025年）2月

札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課

市政等番号資料
02-F08-24-2619

「札幌市営霊園に係る料金制度の考え方（素案）」について、パブリックコメント手続きにより、皆様からご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見の概要と、札幌市の考え方を報告いたします。

なお、ご意見は趣旨を損なわない程度に要約して掲載しております。

1 実施概要

（１）意見募集期間

令和６年１１月１５日（金）～令和６年１２月１６日（月）

（２）意見提出方法

郵送、持参、ファクス、電子メール、ホームページの入力フォーム

（３）資料配布場所

- ・保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課
- ・平岸霊園管理事務所
- ・市役所本庁舎２階市政刊行物コーナー
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・大通ふれあいパンフレットコーナー
- ・里塚霊園管理事務所
- ・本庁舎１階パンフレットコーナー
- ・各まちづくりセンター

2 意見募集の結果

（１）意見提出者数と件数 ： ４人、１０件

（２）提出状況の内訳

【居住地】

中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
２人	０人	０人	０人	０人	０人	１人	１人	０人	０人

【提出方法】

郵送	メール	FAX	ホームページ
１人	０人	１人	２人

【年代】

１９歳以下	２０代	３０代	４０代	５０代	６０代	７０代	８０歳以上
０人	０人	０人	１人	１人	１人	１人	０人

3 ご意見の概要と札幌市の考え方

(1) 料金制度の考え方について【5件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	全ての案に賛成です。今や霊園全体が老朽化しており、使用料等の徴収なしには維持すらできていないと思います。徴収も年 1 回にすることで無縁墓対策にもなりますし、他の自治体と同じような運営形態にすべき時が来たのだと思います。	管理料制度の導入により、将来にわたって安定した市営霊園の運営を目指してまいります。
2	令和6年度11月時点での札幌の世帯数は1,005,004戸であり、現在の利用数47,000区画は全世帯の4.67%に該当する。ここから95%近くは民間の施設などを利用しており、ネットで見える限り年間管理料は5,000～20,000円程度となっている。公平性の観点からも年間管理料を徴収することに矛盾はなく、6,800円/年という金額は決して高いとは言えない。従って本制度の導入はやむを得ないものとする。	
3	管理料について、考え方、徴収頻度、徴収単位共に素案通りで良いと考える。 特に徴収単位に関しては共用部分に係わるものであり、使用面積によらず一律というのは一般的なマンション管理費などとも共通しており妥当だと思う。	
4	徴収開始時期について、素案どおりで良いと思う。	素案のとおり、令和8年度から徴収を開始できるよう検討してまいります。
5	今後のスケジュールについて、素案のスケジュールを遅らせることなく、できるだけ早く実施すべきだと思う。	

(2) その他、霊園運営に関する事項【5件】

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	4 m ² 、16 m ² の区画のほかに合葬墓を作 るべきである。	現在、平岸霊園内に合葬式のお墓として 「合同納骨塚」がございます。 あと数年で容量の上限に達する見込み ですので、「札幌市火葬場・墓地に関す る運営計画」において合葬墓の新增設に ついて検討することとしております。
2	札幌市の墓地使用料は生活保護受給者 及び障がい者にとっては高すぎる。分割 で支払う工夫をしていただかないとで きないので大変困る。	現在の札幌市墓地条例において、公の援 助を受ける者については、清掃手数料等 を減額し又は免除することができると 規定されております。管理料制度に変更 後も、この運用は継続する考えです。 なお、使用料については、今回の見直し の対象外となっております。
3	滞納対策について、考え方は良いと思 う。 しかし、現在の条例を改正したとして、 過去に契約した人たちに遡及して適用 できるかが疑問である。また適用でき た場合でも、使用権取り消しに伴う墓地 の撤去には高額な費用がかかり、また遺 骨をどうするかという通常とは違う問 題が出てくる。 制度導入には賛成だが、決めた後の具 体的な処理方法について事前に決めて おかないと職員に過度の負担がかかっ てしまう。3年滞納の場合は、墓地の撤 去、遺骨の処理を強制的に執行でき るよう明記すべきであるし、使用者へ の本制度周知の際には管理費滞納とな った場合のことを明確に盛り込んでお くべきだと思う。	現在の条例において、墓地を使用する 必要がなくなった場合は、原形に復し て墓地を返還しなければならないこと 、原形に復して返還しない場合は市が 代行し費用を徴収することが定められ ており、許可取消しの場合においても 同様とする考えです。 いただきましたご意見につきましては、 今後の墓地運営にあたり参考とさせ ていただきます。

4	【要望】 1. 墓じまいを考える方々への業者リストの提供について 今回の費用負担を契機に墓じまい考える人が増えると思う。墓じまいをしたいが信頼できる業者がわからないという人も多いと思う。12月の広報誌に水道凍結事故の場合の業者リストが掲載されていたが、新料金制度通知の際には業者リストを提供した方が良いと思う。	
5	【要望】 2. 転居先や相続人不明者への対応について 墓地使用許可を申請する場合に、使用者以外に1名以上の連絡先を登録させるべきである。これがあれば今回の宛先不明も相当減らせたような気がする。早急に申請書の改定を行うべきだと思う。 また変更の届けをしないまま転居した場合や、使用者が亡くなって相続の事実を連絡しなかった場合には、市が郵送や電話で連絡不通となった時点から1年程度で使用権が消滅するなどの強硬的な条文を掲載させるべきだと思う。今以上の高齢化に突き進んでいる事からも、早めに手を打っておくことが大切だと思う。	いただきましたご要望については、今後の無縁墓対策等を検討するにあたり参考とさせていただきます。 なお、第二連絡先については、令和5年度の再公募時に新規使用者を対象として登録をお願いしております。 既存使用者を対象とした登録につきましても、引き続き検討してまいります。

【 担 当 】

札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課

札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 ORE 札幌ビル 7 階

TEL : 011-211-3518